

高齢者の介護を  
社会全体でささえます

# 介護 保険



2025(令和7)年4月

大阪市



## 目次



|                     |    |
|---------------------|----|
| 介護保険制度……………         | 1  |
| 介護保険の被保険者とは……………    | 2  |
| 介護が必要になったら……………     | 4  |
| 介護サービスの利用のしかたについて…  | 6  |
| 介護保険で利用できるサービス…………… | 9  |
| 居宅サービスの限度額について…………… | 16 |
| 利用者負担割合……………        | 17 |
| 一般介護予防事業……………       | 22 |
| その他の在宅高齢者サービス……………  | 23 |
| 介護保険料について……………      | 24 |
| 介護保険料の軽減について……………   | 27 |
| もし保険料を払わないとどうなるの?…  | 32 |



# 介護保険は介護が必要な方を 社会全体でささえる制度です

介護保険制度は、みなさまが住んでいる大阪市が保険者となって運営します。

40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときに、要介護（要支援）認定を受け、利用料等を負担して介護保険サービスの提供を受けるしくみです。

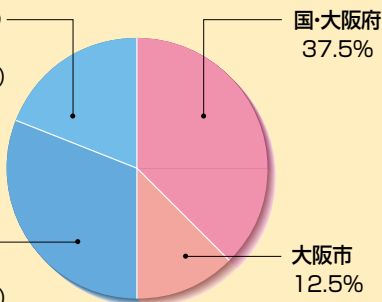
## ■ 介護保険の財源

介護保険では、サービスにかかった費用の1割、2割または3割が利用者の自己負担で、残りの9割、8割または7割が保険から給付されます。

給付に必要な費用の半分は国・府・市が公費で負担し、あとの半分は65歳以上の第1号被保険者の保険料（23%）と、40歳から64歳までの医療保険に加入されている第2号被保険者の保険料（27%）により成り立っています。

65歳以上の方の  
保険料  
(第1号被保険者)  
23%

40～64歳の  
医療保険に加入  
している方の  
保険料  
(第2号被保険者)  
27%

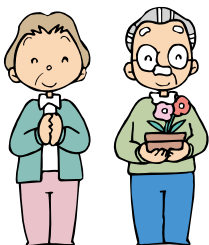


# 介護保険の被保険者とは

## 65歳以上の方 (第1号被保険者)

### ●保険料は

所得等に応じて、15  
段階の保険料を設定  
します。



### ●介護サービスを利用できる方

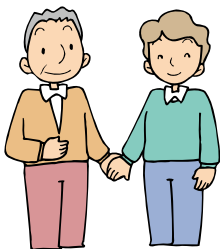
- ・入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方(要介護者)
- ・心身の状態が改善する可能性が高い方で日常生活の一部に支援が必要な方(要支援者)
- ・基本チェックリストに該当し、要支援者に相当する状態と認められる方(事業対象者)

65歳以上の方(第1号被保険者)や40歳から64歳までの方(第2号被保険者)であっても、次の方または次の施設等に入所されている方は、介護保険の被保険者となりません。入所または退所の際に、お住まいの区役所介護保険担当にて手続きをお願いいたします。

(注)第2号被保険者の方は、介護等が必要な方のみ、手続きを行ってください。

- 障害者総合支援法の規定により支給決定(生活介護・施設入所支援)を受けて、指定障がい者支援施設に入所している身体障がい者の方
- 身体障害者福祉法の規定により障がい者支援施設(生活介護を行うものに限る)に入所している身体障がい者の方
- 児童福祉法に規定する医療型障がい児入所施設等
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する国立ハンセン病療養所等
- 生活保護法に規定する救護施設
- 労働者災害補償保険法に規定する施設
- 障がい者支援施設(知的障害者福祉法の規定により入所している知的障がい者の方)
- 指定障がい者支援施設(障害者総合支援法の規定による支給決定(生活介護・施設入所支援)を受けて入所している知的障がい者及び精神障がい者の方)
- 障害者総合支援法の規定により療養介護を行う病院

## 40歳から64歳までの 医療保険に加入している方 (第2号被保険者)



### ●保険料は

加入している医療保険の  
算定方法に基づいて  
決定されます。

### ●介護サービスを利用できる方

- 老化が原因とされる病気(16種類の病気)により、  
介護等が必要になった方(要介護者・要支援者)

#### 老化が原因とされる16種類の病気

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ①がん※                                  | ⑩早老症                                |
| ②関節リウマチ                               | ⑪多系統萎縮症                             |
| ③筋萎縮性側索硬化症                            | ⑫糖尿病性神経障害、<br>糖尿病性腎症及び<br>糖尿病性網膜症   |
| ④後縦靱帯骨化症                              | ⑬脳血管疾患                              |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症                            | ⑭閉塞性動脈硬化症                           |
| ⑥初老期における認知症                           | ⑮慢性閉塞性肺疾患                           |
| ⑦進行性核上性麻痺、<br>大脳皮質基底核変性症及び<br>パーキンソン病 | ⑯両側の膝関節又は<br>股関節に著しい変形を<br>伴う変形性関節症 |
| ⑧脊髄小脳変性症                              |                                     |
| ⑨脊柱管狭窄症                               |                                     |

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込み  
がない状態に至ったと判断したものに限る。

#### 在留資格が「特定活動」の方の被保険者資格

外国人の方でも、65歳以上で大阪市に住民登録がある  
方は、介護保険の被保険者となります。ただし、在留資  
格が「特定活動」のうち、次に該当する方は住民登録が  
あっても被保険者とはなりません。

- 1.医療を受ける活動またはその方の日常の世話をする活動を目的  
として入国及び在留する方(3か月を超えて滞在する方を含む)
- 2.資産等の一定の要件を満たし、観光等を目的として1年を超え  
ない期間、滞在する外国人富裕層に該当する方

上記1.2に該当する方は、**在留カードと入国管理局で交  
付された「指定書」**をご持参のうえ、お住まいの区役所  
へお申し出ください。

# 介護が必要になったら

## 1 申請をしましょう

大阪市認定事務センターへ郵送で「要介護認定・要支援認定」の申請を行ってください。

居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに依頼して申請を代行してもらうこともできます。



### ■申請に必要なもの

- 介護保険要介護認定・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 本人の個人番号(マイナンバー)確認書類  
(個人番号カード(裏面)写し、通知カード(表面)写し等)
- 本人の身元確認書類  
(個人番号カード(表面)写し、運転免許証写し等)
- 医療保険被保険者証、資格情報のお知らせ、資格確認書、いずれか1点の写し  
(40歳以上から64歳までの方の申請の場合のみ)

## 2 認定調査

大阪市から委託を受けた認定調査員が、心身の状況などについて調査を行います。必要に応じて、区役所の保健師が同行します。

### ■認定調査時の介添え制度

認定調査に不安を抱く方や、障がいにより意思疎通が難しい方、日本語の理解が困難な外国籍の方などが、安心して調査を受けられるよう、無料で通訳などが同席する大阪市独自の制度があります。

## 3 主治医 意見書

大阪市から主治医に心身の障がいの原因である病気などに関する意見書の作成を依頼します。



※手続きをしていただく必要はありません。

## 4 介護認定審査会



認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が、介護を必要とする度合い(要介護状態区分等)を審査・判定します。

## 5 認定結果のお知らせ

介護認定審査会の審査判定結果にもとづいて、大阪市が要介護・要支援認定を行い、本人にお知らせします。

### ■要介護状態区分等

|                                      |   |                               |
|--------------------------------------|---|-------------------------------|
| 要介護5<br>要介護4<br>要介護3<br>要介護2<br>要介護1 | ▶ | 介護サービスを利用できる方                 |
| 要支援2<br>要支援1                         | ▶ | 介護予防サービス、<br>総合事業のサービスを利用できる方 |
| 非該当(自立)                              | ▶ | (※)                           |

※事業対象者(基本チェックリストに該当した方)は、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)のサービスのうち、短期集中型のサービス(サポート型訪問サービス、選択型通所サービス)を利用することができます。総合事業のサービスについては、11ページをご参照ください。

## 6 ケアプランの作成

ケアマネジャー(介護支援専門員)等にどんなサービスをどれくらい利用したいかを相談しましょう。認定結果に応じたケアプランを作成してもらえます。

※認定をうけるまでの間にサービスを利用することもできますが、認定の結果によってはサービス利用額など全額自己負担となる場合があります。認定の結果前にサービスが必要な場合は、必ずケアマネジャー等に相談しましょう。

## 7 サービスの利用

ケアプランにもとづいて、最適なサービスを利用します。原則として費用の1割、2割または3割は利用者の負担となります。

① から ⑥ までの手順によりサービスが利用できます。⑤ で認定された有効期間内でサービスが利用でき、引き続き利用する場合は ⑧ の更新手続きを行ってください。

## 8 更新手続き

認定の有効期間は、原則6か月(更新の場合は12か月)です。ただし、心身の状態によって48か月まで延長、3か月まで短縮される場合があります。

引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了の日の60日前から更新申請ができます。

なお、心身の状態が変化した場合、残りの有効期間にかかわらず、いつでも状態の区分の変更申請ができます。

# 介護サービスの利用のしかたについて

認定の結果に応じてケアプランを作成し、サービスを利用します。

新たにケアプランを作成する場合は、サービス利用を開始する日までに旨の届出をお住まいの区役所の介護保険担当に提出してください。

## 要介護1～5の方

### 居宅サービスの利用のしかた

#### 居宅介護支援事業所

##### ケアマネジャーによるアセスメント(課題分析)

利用者の心身の状態や環境、生活状況などを把握し、課題を分析します。

##### サービス担当者との話し合い

本人の状態にもっとも適したサービスを利用者・家族とサービス担当者で検討します。

##### ケアプランの作成※1

利用するサービスの種類や回数を決定します。

##### サービス提供事業者と契約

介護サービスを行うサービス提供事業者と契約を結びます。

##### 居宅サービスの利用

ケアプランにもとづいて、サービスを利用します。

### 施設・居住系サービスの利用のしかた

##### 介護保険施設と契約

希望する施設を選び申し込みます。

##### ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが利用者に適したケアプランを作成します。



##### 施設・居住系サービスの利用

ケアプランにもとづいて、サービスを利用します。



※1:ケアプランを利用者が作成することもできますが、このときは区役所の介護保険の窓口へケアプランを自己作成する旨の届出が必要です。また利用者がサービス事業者と連絡・調整等を行い、サービス利用票などを作成し、毎月、区役所の介護保険担当へ届け出る必要があります。

※2:事業対象者が利用できる総合事業サービスは、11ページを参照ください。

## 要支援1・2の方

介護予防サービス・  
総合事業のサービスの  
利用のしかた

### 地域包括支援 センター等

介護予防計画担当者による  
アセスメント(課題分析)

利用者の心身の状態や  
環境、生活状況などを把握し、課題を分析します。

### サービス担当者 との話し合い

目標を達成するための  
支援メニューを利用者・  
家族とサービス担当者  
で検討します。

### 介護予防 ケアプランの作成※1

目標を達成するための  
サービスの種類や  
回数を決定します。

### サービス提供 事業者と契約

サービスを行うサービス  
提供事業者と契約を  
結びます。

### 介護予防サービス・総合 事業のサービスの利用

介護予防ケアプランに  
もとづいて、サービス  
を利用します。

## 事業対象者

(基本チェックリストに該当した方)

総合事業のサービス(※2)の  
利用のしかた

### 各区役所保健福祉課 地域包括支援センター

### 基本チェックリストの実施

からだの元気度(ご自身  
の生活や健康状態)をチ  
ェックします。

該当

### 介護予防計画担当者による アセスメント(課題分析)

利用者の心身の状態や環  
境、生活状況などを把握し、  
課題を分析します。

### 健 診

選択型通所サービス事業  
の利用希望者へ参加の適  
否を判定します。

### サービス担当者との話し合い

目標を達成するための支  
援メニューを利用者・家族  
とサービス担当者で検討  
します。

### 介護予防 ケアプランの作成※1

目標を達成するための  
サービスの種類や回数  
を決定します。

### サービス提供事業者と契約

サービスを行うサービス提  
供事業者と契約を結びます。

### 総合事業のサービスの利用 ※2

介護予防ケアプランにもとづ  
いて、サービスを利用します。

## 居宅介護(予防)支援事業者

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な**ケアプランを作成**し、市町村、サービス提供事業者などとの連絡調整を行います。

## 地域包括支援センター(高齢者相談窓口)

地域包括支援センターは、「要支援1」「要支援2」と認定された方や基本チェックリストに該当した「事業対象者」のケアプランを作成するほか、高齢者やその介護をされている家族の方、ケアマネジャー(介護支援専門員)の相談に応じるとともに、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

開設時間:月曜日～金曜日 9時から19時  
土曜日 9時から17時  
(いずれも祝日・年末年始を除く)

### 相談したい

#### 【総合相談】

高齢者の方やご家族からの相談を受け、介護、福祉や保健等必要なサービスにつなげるなど、相談内容に応じた支援をします。

### 安心してくらしたい

#### 【権利擁護】

高齢者虐待の防止、相談、対応や認知症の人などへの成年後見制度活用についての相談をお受けします。

### 自分らしくくらし続けたい

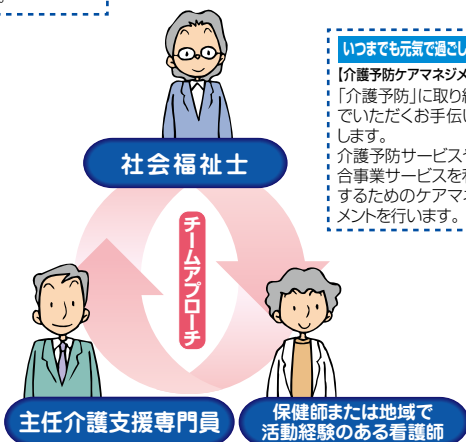
#### 【ケアマネジャーの支援】

ケアマネジャーに対するアドバイスや、さまざまな関係機関と連携して支援する仕組みづくりを進めます。

### いつまでも元気で過ごしたい

#### 【介護予防ケアマネジメント】

「介護予防」に取り組んでいただくお手伝いをします。  
介護予防サービスや総合事業サービスを利用するためのケアマネジメントを行います。



- ※地域包括支援センターと連携して、高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じる総合相談窓口(ランチ)を設置しています。
- ※お住まいの地域により担当する地域包括支援センター・総合相談窓口(ランチ)が異なりますので、詳しくはお住まいの区の区役所福祉業務担当課にお問い合わせください。

# 介護保険で利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスは、次のとおり「介護サービス」と「介護予防サービス」「総合事業のサービス」があります。

## ■主に自宅で生活しながら受けるサービス

| サービス種類<br>(※印は地域密着型サービス)   | 介護サービス<br>要介護1～5の方が利用 | 介護予防サービス<br>要支援1・2の方が利用 | 総合事業のサービス<br>要支援1・2の方、事業対象者が利用できます |
|----------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------------|
| ケアプラン作成                    | ○                     | ○                       | ○                                  |
| 自宅で利用できるサービス               |                       |                         |                                    |
| 訪問介護・訪問型サービス               | ○                     | —                       | ○                                  |
| ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護          | ○                     | —                       | —                                  |
| ※夜間対応型訪問介護                 | ○                     | —                       | —                                  |
| 訪問入浴介護                     | ○                     | ○                       | —                                  |
| 訪問看護                       | ○                     | ○                       | —                                  |
| 訪問リハビリテーション                | ○                     | ○                       | —                                  |
| 居宅療養管理指導                   | ○                     | ○                       | —                                  |
| 通いで利用できるサービス               |                       |                         |                                    |
| 通所介護(デイサービス)・通所型サービス       | ○                     | —                       | ○                                  |
| ※地域密着型通所介護(定員18人以下のデイサービス) | ○                     | —                       | —                                  |
| ※認知症対応型通所介護                | ○                     | ○                       | —                                  |
| 通所リハビリテーション(デイケア)          | ○                     | ○                       | —                                  |
| 施設に短期間入所するサービス             |                       |                         |                                    |
| 短期入所生活介護                   | ○                     | ○                       | —                                  |
| 短期入所療養介護                   | ○                     | ○                       | —                                  |
| 福祉用具・住宅改修                  |                       |                         |                                    |
| 福祉用具貸与                     | ○                     | ○                       | —                                  |
| 福祉用具購入                     | ○                     | ○                       | —                                  |
| 住宅改修                       | ○                     | ○                       | —                                  |

## ■主に施設等に入所(入居)して受けるサービス

| サービス種類<br>(※印は地域密着型サービス)                         | 介護サービス<br>要介護1～5の方が利用 | 介護予防サービス<br>要支援1・2の方が利用 |
|--------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 通い、訪問、泊まりの複合的なサービス                               |                       |                         |
| ※小規模多機能型居宅介護                                     | ○                     | ○                       |
| ※看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)                          | ○                     | —                       |
| 施設・居住系のサービス                                      |                       |                         |
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)                              | 要介護3以上(注)             | —                       |
| ※地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護<br>(定員29人以下の特別養護老人ホーム) | 要介護3以上(注)             | —                       |
| 介護老人保健施設                                         | ○                     | —                       |
| 介護医療院                                            | ○                     | —                       |
| ※認知症対応型共同生活介護<br>(グループホーム)                       | ○                     | 要支援2のみ                  |
| 特定施設入居者生活介護<br>(介護付きの有料老人ホーム等)                   | ○                     | ○                       |
| ※地域密着型特定施設入居者生活介護<br>(定員29人以下で介護付きの<br>有料老人ホーム等) | ○                     | —                       |

注)要介護1・2の方で特例入所要件に該当する方は入所対象となります。  
各サービスの利用者負担分は医療費控除の対象となる場合があります。

## ■ケアプランの作成

ケアプランの作成のほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援します。

利用者負担はありません。(全額を保険で給付します。)

## ■自宅で利用できるサービス

### ●訪問介護・訪問型サービス

訪問介護員(ホームヘルパー)などが訪問し、身体介護や生活援助をします。通院時などの乗車や降車の介助もあります。

### ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※地域密着型サービス

24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護師などが日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問と随時対応を行います。

(要介護1～5の方が利用できます。)

### ●夜間対応型訪問介護 ※地域密着型サービス

夜間の巡回や通報システムにより訪問介護を行います。  
(要介護1～5の方が利用できます。)

### ●訪問入浴介護

介護職員と看護師などが、移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して、入浴の介護を行います。

### ●訪問看護

医師の指示に基づき、看護師などが訪問し、療養上のお世話、診療の補助を行います。

### ●訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などが訪問し、リハビリを行います。

### ●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、看護師などが訪問し、療養上の管理・指導を行います。

## 通いで利用できるサービス

### ●通所介護(デイサービス)・通所型サービス

地域密着型通所介護(定員18人以下の場合)※地域密着型サービス

デイサービスセンターなどで、入浴や食事の提供、レクリエーションなどの機能訓練を行います。

### ●認知症対応型通所介護※地域密着型サービス

認知症の方を対象に、日帰りで入浴や食事の提供、機能訓練などを行います。

### ●通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、リハビリテーションを行います。

## 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のサービス

| サービスの種類                      | 内 容                                                                             |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防型訪問サービス                  | 訪問介護員(ホームヘルパー)が身体介護や生活援助を行います。(要支援1・2の方が利用できます)                                 |
| 生活援助型訪問サービス                  | 大阪市が実施する研修を修了した従事者等が生活援助を行います。(要支援1・2の方が利用できます)                                 |
| 住民の助け合いによる生活支援活動<br>※一部地域で実施 | 地域の高齢者が自身の生きがいがづくりや介護予防のために、支え手として生活支援活動を行います。                                  |
| サポート型訪問サービス                  | 閉じこもりの方や口腔機能向上・栄養改善の必要な方を看護師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問し支援を行います。(要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できます) |
| 介護予防型通所サービス                  | 入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、概ね3時間以上のデイサービスを行います。(要支援1・2の方が利用できます)                     |
| 短時間型通所サービス                   | 入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、概ね3時間未満のデイサービスを行います。(要支援1・2の方が利用できます)                     |
| 選択型通所サービス                    | 短期間で集中的に、運動器の機能向上、口腔機能向上、または栄養改善のプログラムを行います。(要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できます)          |

### ●共生型サービス

高齢者や障がい児、障がい者が共に利用できる訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)です。

## 施設に短期間入所するサービス

### ●短期入所生活介護(福祉施設におけるショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練を行います。

### ●短期入所療養介護(医療施設におけるショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を行います。

## 福祉用具・住宅改修

### ●福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるために、次の福祉用具をケアプランに位置付けて利用することができます。

- |                          |                                     |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ①車いす                     | ⑦認知症老人徘徊感知機器                        |
| ②車いす付属品(クッション、電動補助装置等)   | ⑧移動用リフト(段差解消機、立ち上がり用いすなどただし、つり具を除く) |
| ③特殊寝台                    | ⑨手すり ⑩スロープ                          |
| ④特殊寝台付属品(マットレス、サイドレールなど) | ⑪歩行器                                |
| ⑤床ずれ防止用具                 | ⑫歩行補助つえ                             |
| ⑥体位変換器                   | ⑬自動排泄処理装置                           |

①～⑧は、要支援1・2、要介護1の方は利用できません。また、⑬は要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません。ただし、いずれも一定の条件のもとで利用できる場合があります。令和6年4月から⑩～⑫のうち固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、単点杖(松葉杖は除く)・多点杖については、貸与と購入の選択制が導入されました。

### ●福祉用具購入

次の用具については、購入することができます。

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ①腰掛便座            | ⑥移動用リフトのつり具 |
| ②自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑦固定用スロープ    |
| ③排泄予測支援機器        | ⑧歩行器(歩行車除く) |
| ④入浴補助用具          | ⑨単点杖(松葉杖除く) |
| ⑤簡易浴槽            | 多点杖         |

⑦～⑨については、令和6年4月から貸与と購入の選択制が導入されました。

都道府県等の指定を受けた事業者から購入することになります。購入の際は、担当のケアマネジャーに相談してください。

## ●住宅改修

自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、次の小規模な住宅改修をすることができます。

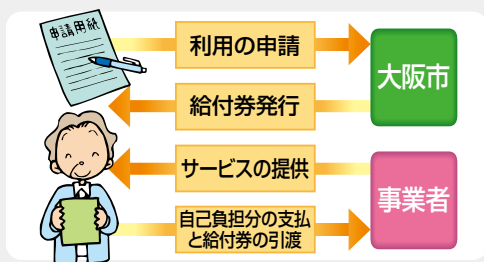
- |                                   |                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ①手すりの取付け                          | ⑤洋式便器などへの便器の取替え               |
| ②段差の解消                            | ⑥その他①から⑤の各工事に付帯して必要と認められる住宅改修 |
| ③滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 |                               |
| ④引き戸などへの扉の取替え                     |                               |

工事を始める前に、**事前申請**が必要です。

### 福祉用具の購入・住宅改修は「給付券」で

大阪市では、住宅改修や福祉用具の購入について、利用者の一時的な負担を解消するため「給付券方式」を導入しています。給付券方式とは、利用前に申請していただくことで、利用者は保険給付の対象となる費用の自己負担分を負担し、残りの費用は大阪市が直接事業者払い込みを行う方式です。給付券方式を利用する場合は、給付券取扱登録事業者として登録された事業者でしか利用できません。

なお、入院中・認定申請中は利用できません。



**注意**

「介護保険の認定をお持ちなら無料で工事ができる」と言って訪問し勝手に介護保険の要介護認定申請をしたり、不当に高い工事金額で強引に工事契約を迫るなど悪質なトラブルが急増しています。  
安易に個人情報教えないでください。

■申し込みは各施設に直接行うことになっています。

### ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症の方で、在宅での介護が困難な方に対して、介護職員などが、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行う施設です。

入所については、介護の程度及び家族等の状況を勘案し、入所の必要性が高いと認められる方が優先的に入所できます。

### ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### ※地域密着型サービス(特別養護老人ホーム)

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所した方に、介護職員などが、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行う施設です。

### ●介護老人保健施設

看護や介護を必要とする高齢者及び認知症の方に対して、リハビリテーション等の医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、在宅の生活への復帰を支援する施設です。

(要支援1・2の方は、利用できません。)

### ●介護医療院

「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に行います。(要支援1・2の方は、利用できません。)

### ●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

#### ※地域密着型サービス

認知症のために介護を必要とする方に、共同生活住居(5～9人)において日常生活上のお世話などを行います。

また、30日以内の短期利用(ショートステイ)ができる事業所もあります。

(要支援1の方は、利用できません。)



## ●特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入居している方は、サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを介護保険の対象とすることができます。また、30日以内の短期利用(ショートステイ)が出来る事業所もあります。

## ●地域密着型特定施設入居者生活介護

### ※地域密着型サービス

入所定員が29人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホーム、ケアハウス等に入居する要介護の方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを行います。(要支援1・2の方は利用できません。)

## ■通い、訪問、泊まりの複合的なサービス

## ●小規模多機能型居宅介護 ※地域密着型サービス

通い(デイサービス)を中心に、訪問(ホームヘルプサービス)や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。

## ●看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

### ※地域密着型サービス

医療ニーズの高い要介護の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを提供します。(要支援1・2の方は利用できません。)

## 地域密着型サービスとは？

介護や支援を必要とする高齢者が、在宅での生活が難しくなったときも、自宅近くのサービス拠点から、さまざまなサービスの提供を受けて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするサービスです。このサービスは、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業者のみ利用できます。

# 居宅サービスの限度額について

## ●利用限度額

居宅サービスや総合事業サービスには、要支援・要介護状態や事業対象者それぞれの区分ごとに1か月あたり、利用できるサービスの限度額があります。

このうち利用者負担は1割、2割または3割となります。

### ■1か月あたりの利用限度額

|            |          |   |            |
|------------|----------|---|------------|
| 要支援1・事業対象者 | 5,032単位  | → | 56,000円程度  |
| 要 支 援 2    | 10,531単位 | → | 117,200円程度 |
| 要 介 護 1    | 16,765単位 | → | 186,500円程度 |
| 要 介 護 2    | 19,705単位 | → | 219,200円程度 |
| 要 介 護 3    | 27,048単位 | → | 300,800円程度 |
| 要 介 護 4    | 30,938単位 | → | 344,100円程度 |
| 要 介 護 5    | 36,217単位 | → | 402,800円程度 |

※1単位あたりの単価は、サービスにより10円～11.12円ですが、表は11.12円で計算しています。

※利用限度額の管理対象とならないサービスや加算が一部あります。

### ■福祉用具購入費の利用限度額

| 利用限度額 | 要 件                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10万円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●年間10万円が限度で、その1割、2割または3割が自己負担です。(毎年4月から1年間)</li> <li>●同一品目の福祉用具購入は原則としてできません。</li> </ul> |

### ■住宅改修費の利用限度額

| 利用限度額 | 要 件                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20万円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●20万円が限度で、その1割、2割または3割が自己負担です。</li> <li>●1回の改修で20万円まで使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。</li> <li>●「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、引っ越しをした場合は再度利用することができます。</li> </ul> |

## 利用者負担割合

介護サービスを利用したときの自己負担額は、本人の所得金額等に応じて1割、2割または3割です。

要支援者・要介護者、事業対象者全員に負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付いたします。介護サービスを利用する際に、サービス提供事業所に提示してください。

なお、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は下記に関わらず1割負担です。

### ■利用者負担割合の要件

| 利用者負担割合                  |                                                                  |    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|----|
| 65歳以上の方                  |                                                                  |    |
| 本人の合計所得金額が220万円以上        | 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上               | 3割 |
|                          | 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満 | 2割 |
|                          | 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満               | 1割 |
| 本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満 | 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上               | 2割 |
|                          | 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満               | 1割 |
| 本人の合計所得金額が160万円未満        |                                                                  | 1割 |

## 利用者負担の軽減

### ●高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)

介護保険サービス(総合事業のサービスを含む)にかかった費用の1割、2割または3割は利用者負担ですが、その利用者負担が一定の上限金額を超えた場合については、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で申請することにより、**高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)**が支給されます。

ただし、月の途中で市外へ転出(市外から転入)した場合は、転出するまでに(転入してから)支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に支給されます。

なお、区役所の介護保険の窓口に一度申請していただくと次回からは手続きを行わなくても、1か月に一定の上限金額を超えた利用者負担がある月においては、自動的に計算し支給されます。

### ■利用者負担段階と利用者負担上限額

| 利用者負担段階区分                                                                                                         | 上限額(月額)                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の者がいる場合(※1)                                                                                | 140,100円(世帯)               |
| 課税所得380万円(年収約770万円)以上～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の者がいる場合(※1)                                                          | 93,000円(世帯)                |
| 市町村民税課税～<br>課税所得380万円(年収約770万円)未満                                                                                 | 44,400円(世帯)                |
| 【市町村民税非課税世帯】                                                                                                      | 24,600円(世帯)                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額の合計が80万円(※2)以下の場合</li> <li>●老齢福祉年金受給者の場合</li> </ul> | 24,600円(世帯)<br>15,000円(個人) |
| 生活保護受給中の場合                                                                                                        | 15,000円(個人)                |

※1 市町村民税課税世帯の利用者負担段階については、同一世帯の全ての65歳以上の方の課税所得で判定します。

※2 令和7年8月から80万9千円に改定されます。

## ●高額医療合算介護(介護予防)サービス費(相当事業費)

各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内の、1年間の介護保険(総合事業含む)と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額(※下記参照)を超えた場合については、申請することで高額医療合算介護(介護予防)サービス費(相当事業費)[医療保険では高額介護合算療養費と言います。]が支給されます。

### ■世帯負担段階と世帯負担上限額

(毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間)

| 所得区分                               | 70歳未満の人がいる世帯<br>限度額 | 70歳以上の人がいる世帯<br>限度額 |
|------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 課税所得690万円以上<br>(年収約1,160万円～)       | 212万円               | 212万円               |
| 課税所得380万円以上<br>(年収約770万円～約1,160万円) | 141万円               | 141万円               |
| 課税所得145万円以上<br>(年収約370万円～約770万円)   | 67万円                | 67万円                |
| 課税所得145万円未満<br>(年収約156万円～約370万円)   | 60万円                | 56万円                |
| 市町村民税非課税                           | 34万円                | 31万円                |
| 市町村民税非課税<br>(所得が一定以下)              |                     | 19万円                |

※区分及び申請については各医療保険などにより異なりますのでご加入の医療保険の窓口へお問い合わせください。

- 医療保険と介護保険の両方に利用者負担がある世帯が対象です。

## ●特定入所者介護(介護予防)サービス費(事前申請が必要)

市民税非課税世帯等の方は、サービスを利用する際の食費・居住費(滞在費・宿泊費)について、所得に応じた負担限度額となります。

該当する方は、お住まいの区役所の介護保険担当に申請後、負担限度額認定証をお渡ししますので、ご利用の際は施設に提示してください。

なお、表中の基準費用額から負担限度額を差し引いた分が、「特定入所者介護(介護予防)サービス費」として、大阪市から施設へ支払われます。

### ■利用者負担段階の主な対象者と預貯金額等

| 利用者負担段階       | 主な対象者                                          |                                                               | 預貯金額<br>(夫婦の場合)(※1)    |
|---------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------|
| 第4段階          | 第1段階から第3段階以外の方<br>(対象外となります)                   |                                                               |                        |
| 第3段階②         | 世帯全員が<br>市町村民税<br>非課税<br>(※3)                  | 公的年金等収入額<br>(非課税年金を含む)<br>+その他の合計所得<br>金額の合計が120<br>万円超       | 500万円<br>(1,500万円)以下   |
| 第3段階①<br>(※2) |                                                | 公的年金等収入額<br>(非課税年金を含む)<br>+その他の合計所得<br>金額の合計が80万<br>円超120万円以下 | 550万円<br>(1,550万円)以下   |
| 第2段階<br>(※2)  |                                                | 公的年金等収入額<br>(非課税年金を含む)<br>+その他の合計所得<br>金額の合計が80万<br>円以下       | 650万円<br>(1,650万円)以下   |
| 第1段階          | ・生活保護受給者<br>・世帯全員が市町村民税非課税<br>(※3)である老齢福祉年金受給者 |                                                               | 1,000万円<br>(2,000万円)以下 |

※1:第2号被保険者の預貯金額等については、利用者負担段階にかかわらず単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下となります。

※2:令和7年8月から、段階判定にかかる基準額を80万円から80万9千円に改定して判定します。

※3:世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税であること。

## 利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)

| 負担限度額(日額) |                                         |          |        |        |          |        |          |         |
|-----------|-----------------------------------------|----------|--------|--------|----------|--------|----------|---------|
|           | 食 費                                     |          | 居 住 費  |        |          |        |          |         |
|           | 施設サービス                                  | 短期入所サービス | ユニット型  |        | 従来型個室    |        | 多床室      |         |
|           |                                         |          | 個室     | 個室的多床室 | 特養特養ショート | 左記以外   | 特養特養ショート | 左記以外    |
| 基準費用額     | 1,445円                                  | 1,445円   | 2,066円 | 1,728円 | 1,231円   | 1,728円 | 915円     | 437円(※) |
| 第4段階      | 第1段階から第3段階以外の方<br>(施設との契約額を支払うこととなります。) |          |        |        |          |        |          |         |
| 第3段階②     | 1,360円                                  | 1,300円   | 1,370円 | 1,370円 | 880円     | 1,370円 | 430円     | 430円    |
| 第3段階①     | 650円                                    | 1,000円   | 1,370円 | 1,370円 | 880円     | 1,370円 | 430円     | 430円    |
| 第2段階      | 390円                                    | 600円     | 880円   | 550円   | 480円     | 550円   | 430円     | 430円    |
| 第1段階      | 300円                                    | 300円     | 880円   | 550円   | 380円     | 550円   | 0円       | 0円      |

※令和7年8月から基準費用額が変更される場合がありますが、利用者負担額に変更はありません。

### ●社会福祉法人等による利用者負担軽減(事前申請が必要)

社会福祉法人等が提供する特定のサービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方については、社会福祉法人等の協力で利用者負担、食費・居住費(滞在費・宿泊費)を軽減する制度があります。

※食費、居住費(滞在費・宿泊費)の軽減については、負担限度額認定証を持っている方に限ります。

※生活保護受給者の方については、個室の居住費(滞在費・宿泊費)のみ対象となります。

※養護老人ホームに入所している方を除きます。

※申請及びお問い合わせはお住まいの区役所の介護保険担当へ。

### ●利用者負担の減免(事前申請が必要)

災害などの特別な理由により、利用料の支払いが困難となったとき、一定の基準に該当した方の利用料を減額または免除する制度があります。

- 失業などにより、生計中心者の所得が前年に比べて大幅に減少した場合
- 災害により家屋などに著しい被害を受けた場合

※申請及びお問い合わせはお住まいの区役所の介護保険担当へ。

# 一般介護予防事業

介護予防とは、介護が必要な状態になることをできる限り予防し、年齢を重ねてもいきいきと生きがいをもって暮らすための取組みです。皆さんも元気なうちから介護予防に取り組みましょう。

介護保険サービスの利用をまだ考えていない方も、  
サービスを利用されている方も

**65歳以上の方はどなたでも参加できます！**

## 介護予防ポイント事業

介護保険施設や保育所等で、利用者や園児の話し相手やレクリエーションのお手伝い等をしていただくことで、ポイントを貯めることができ、貯めたポイントは換金することができます。活動をはじめるには、まず「登録時研修」を受講してください。

### ★お問い合わせ★

大阪市社会福祉協議会  
介護予防ポイント事業担当  
電話 06-6765-5610  
ファックス 06-6765-3512



(大阪市ホームページ)

## 百歳体操 ～地域の身近な場所で好評開催中～

筋力やバランス力の維持・向上のための「いきいき百歳体操」は、週に1～2回30分ずつ、DVDを観ながら行う体操です。ご近所の方と一緒に取り組むことで長く続けられ、おしゃべりも楽しめます。口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」や、認知機能向上が期待できる「しゃきしゃき百歳体操」を一緒に行うと、さらに効果的です。5名以上の方が参加されているグループには、体操に必要なおもりや吉本新喜劇のメンバーが出演する体操DVDの貸出、体操の専門家による出張指導を行っています。

### ★お問い合わせ★

お住まいの区の保健福祉センター 地域保健活動担当



(大阪市ホームページ)

## 介護予防教室(なにわ元気塾)

いつまでも活動的な生活を送るように、月1回程度、地域の会館等に集まって認知症予防や食事、お口の手入れなどのお話と体操・運動に取り組むなどしています。

### ★お問い合わせ★

福祉局地域包括ケア推進課  
電話 06-6208-9957 ファックス 06-6202-6964



## その他の在宅高齢者サービス

- 各事業については、対象者の要件や利用者負担の有無等が異なります。詳細は各区役所の福祉業務担当課(生活支援型食事サービス及び家族介護慰労金支給事業は福祉局地域包括ケア推進課(06-6208-9995))までお問い合わせください。

### ●緊急通報システム事業

急病等の緊急時に対応するため緊急通報装置を自宅に設置し、受信センターが24時間体制で通報を受信し緊急時に適切な対応を行います。また、健康・医療についての相談にも対応します。

### ●日常生活用具給付事業

日常生活を容易なものにするため、火災警報器、自動消火器、電磁調理器などの日常生活用具を給付します。

### ●介護用品支給事業

要介護4、5または要介護3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の在宅の高齢者を介護する家族の方に、本市指定の介護用品と交換可能な給付券を支給します。(市民税非課税世帯が対象です。)

### ●高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度の住宅改修(→13ページ)を行う際に、支給対象とならない部分を補完するための住宅改修が必要な場合に、その費用を給付します。

### ●生活支援型食事サービス

单身等で見守りが必要な高齢者の方に、食事を配達する機会を通じて安否を確認します。

### ●家族介護慰労金支給事業

要介護4または5の在宅の高齢者を過去1年以上、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族の方に慰労金(年10万円)を支給します。(市民税非課税世帯が対象です。)

# 介護保険料について

## 2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

第1号被保険者の保険料は、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、次のとおり15段階に設定しています。

○保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは2027(令和9)年度になります。

○消費税率の引上げにより、第1段階から第4段階の方へ公費による保険料軽減強化を行っています。

## 2024(令和6)年度～2026(令和8)年度 介護保険料(年額)の計算方法

基準となる月額保険料 9,249円 × 12月 = 年額110,988円(基準額)

基準額(110,988円) × 所得に応じた割合(0.335～3.00)

| 保険料<br>段 階 | 対 象 者                                          |                     |                                            | 割 合   | 年 額      |
|------------|------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|-------|----------|
| 第1段階       | ○高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方<br>○生活保護の受給者 |                     |                                            | 0.335 | 37,181円  |
| 第2段階       | 本人が市町村民税非課税                                    | 同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税 | 本人の合計所得金額等(※1)<br>+公的年金等収入額が80.9万円(※2)以下の方 | 0.335 | 37,181円  |
| 第3段階       |                                                |                     | 本人の合計所得金額等(※1)<br>+公的年金等収入額が120万円以下の方      | 0.485 | 53,830円  |
| 第4段階       |                                                |                     | 第2段階・第3段階以外の方                              | 0.685 | 76,027円  |
| 第5段階       | 税非課税                                           | 同じ世帯に市町村民税課税者がいる方   | 本人の合計所得金額等(※1)<br>+公的年金等収入額が80.9万円(※2)以下の方 | 0.85  | 94,340円  |
| 第6段階       |                                                |                     | 第5段階以外の方                                   | 1.00  | 110,988円 |

(※1) 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額(平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整)

(※2) 2025(令和7)年度(仮算定を除く)以降は、国基準の見直しにより、第2段階及び第5段階の基準額を80万円から80万9千円に改定します。

| 保険料<br>段 階 | 対 象 者                                     |                              | 割 合  | 年 額      |
|------------|-------------------------------------------|------------------------------|------|----------|
| 第7段階       | 本<br>人<br>が<br>市<br>町<br>民<br>税<br>課<br>税 | 本人の合計所得金額が125万円以下の方          | 1.10 | 122,087円 |
| 第8段階       |                                           | 本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方  | 1.25 | 138,735円 |
| 第9段階       |                                           | 本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方   | 1.50 | 166,482円 |
| 第10段階      |                                           | 本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方   | 1.75 | 194,229円 |
| 第11段階      |                                           | 本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方   | 2.00 | 221,976円 |
| 第12段階      |                                           | 本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方   | 2.20 | 244,174円 |
| 第13段階      |                                           | 本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方   | 2.40 | 266,372円 |
| 第14段階      |                                           | 本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 | 2.60 | 288,569円 |
| 第15段階      |                                           | 本人の合計所得金額が1,000万円以上の方        | 3.00 | 332,964円 |

#### 老齢福祉年金

国民年金が発足した昭和36年4月時点で、拠出年金の受給資格期間を満たしていない方を対象に支給される年金です。全額が国の負担によって支給されています。  
主な対象者は明治44年4月1日以前に生まれた人です。

#### 世 帯

4月1日(年度途中で資格取得した方は資格取得日)時点の住民登録上の世帯です。

#### 公的年金等収入額

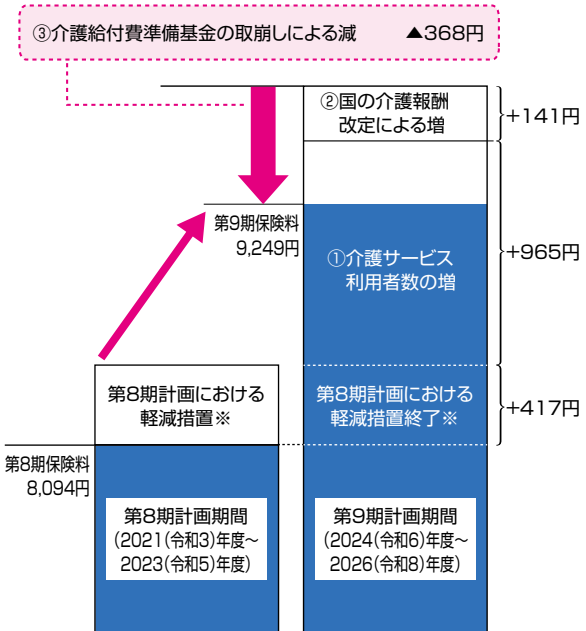
老齢・退職年金など、税法上課税の対象となる年金をいい、遺族・障がい年金など税法上非課税の対象となる年金は含まれません。

#### 合計所得金額

前年の収入金額から必要経費等に相当する額（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。土地・建物等の譲渡所得は特別控除を差し引いた後の金額で算定します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

## 介護保険料の上昇について

2024(令和6)年度からの第9期保険料については、介護サービス利用者数の増加などによる介護給付費の増加や国の介護報酬改定などの影響により上昇することとなります。こうしたことから、介護給付費準備基金の取崩しなど保険料必要額の縮減を図っております。また、高所得者の乗率(割合)を引き上げることにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図っております。



※第8期計画期間に実施した介護保険給付費準備基金などの取崩しによる軽減措置であり、2023(令和5)年度に終了となっております。

## 介護保険料の軽減について

大阪市では、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方(保険料段階第3段階・第4段階)に対して、保険料の軽減を行っています(生活困窮者軽減)。軽減には申請が必要ですので、お住まいの区の区役所介護保険の窓口でご相談ください。

**対象者**…世帯全員が市町村民税非課税(※1)で、次のすべてに該当する方。(生活保護受給者・養護老人ホーム入所者は除く)

※1:保険料段階第1段階・第2段階の方につきましては、公費による軽減強化により、保険料額が生活困窮者軽減適用後の金額(年額76,582円の2分の1)を下回ることになりますので、生活困窮者軽減適用の対象外となっています。

### ①世帯の年収が次の額以下であること。

| 1人世帯  | 2人世帯  | 3人世帯  |
|-------|-------|-------|
| 150万円 | 198万円 | 246万円 |

(以降、世帯人員が1人増えるごとに48万円を加算した額)

※2:年間収入については、遺族年金・障がい年金、仕送りなどのあらゆる収入が含まれます。また、介護保険料や介護サービス利用料などが控除できます。

### ②扶養を受けていないこと。

### ③活用できる資産を有しないこと。

- 預貯金、国債等が1人世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)を超えていないこと。
- 世帯単位で、自己の居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有していないこと。

### ④介護保険料を滞納していないこと。

**軽減内容**…消費税率の引上げに伴い実施している、公費による保険料軽減強化を行う前の第4段階保険料額(76,582円)の2分の1に軽減します。原則、申請月からの適用となります。

震災・風水害・火災などの災害により、住宅・家財等に著しい損害を受けた方は、保険料が免除される場合があります。また、死亡・心身の重大な障がい・長期間の入院・事業の休廃止・失業などで、所得が前年より著しく減少した(市町村民税均等割非課税相当所得以下となることが見込まれる)方は、保険料が軽減される場合があります。

## 保険料(第1号被保険者)の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です

### 特別徴収

支給される年金から保険料が差し引かれること。  
4月1日現在、老齢・退職年金、障がい年金、遺族年金  
(老齢福祉年金は除く)を年額18万円以上受給して  
いる方

#### 納付は

| 4月                                | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月                                                                 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------------------------|----|----|----|----|----|---------------------------------------------------------------------|-----|-----|----|----|----|
| 仮徴収期間                             |    |    |    |    |    | 本徴収期間                                                               |     |     |    |    |    |
| 原則として前年度の2月<br>と同じ額が特別徴収され<br>ます。 |    |    |    |    |    | その年度の保険料の額を算定<br>し、その額から仮徴収期間に納<br>付する額を差し引いた残額が3<br>回に分けて特別徴収されます。 |     |     |    |    |    |

### 普通徴収

送付される納付書により、金融機関、ゆうちょ  
銀行、郵便局、コンビニエンスストア等で個別  
に納付。(納付には口座振替が便利です。)

4月1日現在、老齢・退職年金等の受給額が年額18  
万円未満の方など

#### 納付は

| 4月                                      | 5月 | 6月 | 7月                                                         | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------------------------------|----|----|------------------------------------------------------------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 暫定期間                                    |    |    | 確定期間                                                       |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 暫定的に前年<br>の市町村民税<br>などで算定した<br>額を納付します。 |    |    | その年度の保険料の額を算定<br>し、その額から暫定期間に納付<br>する額を引いた残額を各月で納<br>付します。 |    |    |     |     |     |    |    |    |

※被保険者が特別徴収か普通徴収かを選択する  
ことはできません。

## 年金額が年額18万円以上でも納付書で納める場合

●年度途中で、65歳になったとき、または市外から転入したとき  
(原則として、大阪市の第1号被保険者資格を取得してから6か月後以降に特別徴収となります。それまでは、送付される納付書もしくは口座振替により保険料を納めていただきます。)

- 年金の支給停止で、特別徴収が中止されたとき
- 年度途中で、保険料額や年金額が変更になったとき

### Q 第1号被保険者の保険料はいつから納め始めるの？

A 保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

**例** 6月2日～7月1日に65歳の誕生日を迎えられた方。

6月分からの保険料を7月から翌年3月までの9か月で均等に割り、各月に生じた100円未満の端数を7月分の保険料に上乗せした納付書を7月中旬にお送りします。

**お支払いいただいた介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。**

## ●保険料(第1号被保険者)の決定通知について

4月

### 特別徴収(年金からのお支払い)の方

決定  
通知書

- 4月・6月・8月分の上期の保険料額と10月・12月・2月分の下期の保険料額に大きな差が生じる場合は、1回にお支払いしていただく保険料額が同じくらいの金額になるよう、6月・8月分の保険料額を変更し、通知します。

### 普通徴収の方

決定  
通知書

- 前年度の市町村民税等を用いて仮に計算(仮算定)し、年額保険料を通知します。

7月

### 特別徴収(年金からのお支払い)の方

決定  
通知書

- 当年度の市町村民税等を用いて年額保険料を算定し、10月・12月・2月に特別徴収される保険料額および、翌年度の4月・6月・8月(翌年度仮徴収額)に特別徴収される保険料額を通知します。

### 普通徴収の方

変更決定  
通知書

- 当年度の市町村民税等を用いて再計算し、保険料額・徴収方法等に変更がある場合に通知します。なお、保険料額・徴収方法等に変更がない場合は、改めて通知書は送付しません。

- 年度途中に保険料段階が変更となった方、普通徴収から特別徴収へ徴収方法等が変更された方には、改めて通知書を送付します。

変更決定  
通知書



## 保険料の納め忘れがある場合(第1号被保険者)

普通徴収の場合、介護保険料はお送りした納付書の納期限が過ぎますと、金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストア等での取り扱いができなくなる場合があります。その際は、お住まいの区の区役所介護保険担当へご連絡ください。新たな納付書をお送りします。



### 督促状

保険料を納め忘れている方に1か月ごとに納付書付きの督促状を送付しています。

### 催告書

督促状を送付しても納付がない場合は、3か月ごとに納付書付きの催告書を送付しています。

### 納付の督促

電話や訪問により、滞納保険料の納付の督促を行うことがあります。

### ご 注 意

- 保険料の納付が遅れると、保険料とは別に延滞金がかかることがあります。
  - また、納付資力がありながら滞納が続くと、財産の差押え等を行う場合があります。
  - なお、介護保険料は、納期限から2年を過ぎると納付できなくなり、給付制限を受けることもあります。
- ※給付制限については32・33ページをご覧ください。

## もし保険料を払わないとどうなるの？



保険料を納めている方との公平を保つために、介護保険法に基づいて次のような給付制限を受けることがあります。

### ①保険料を1年以上滞納すると…

→「支払方法の変更」が行われます。

通常は、介護保険サービス費用の1割、2割または3割を利用者が負担し、残りの9割、8割または7割は大阪市から事業者へ支払われますが、「支払方法の変更」がなされると、**介護保険サービス費用を利用者がいったん全額負担し**、後で残りの費用を大阪市が利用者に支払うことになります。

### ②保険料を1年6カ月以上滞納すると…

→「保険給付の一時差止」が行われ、さらに、「差止が行われた保険給付額から滞納保険料の控除」が行われます。

利用者負担10割を一旦全額支払っていただき、9割、8割または7割の保険給付から滞納している保険料を引いた残額が支給されます。

### ③保険料を2年以上滞納すると…

→時効により保険料を納めることができなくなります。時効になった未納期間がある場合は、その期間に応じて、「給付額減額」が行われます。通常の介護保険サービス費用の利用者負担が1割または2割である方は**3割**になり、利用者負担が3割である方は**4割**になります。また、**高額介護(介護予防)サービス費・高額医療合算介護(介護予防)サービス費・特定入所者介護(介護予防)サービス費は支給されません。**

◆災害で著しい損害を受けたり、失業や長期入院などにより収入が著しく減少した場合など、特別な事情がある時は、給付制限は行いません。また、支払方法の変更が行われた場合でも、滞納保険料を完納するかまたは滞納額が著しく減少した場合は解除されます。お問い合わせは、お住まいの区の区役所介護保険の窓口まで。

◆総合事業のサービスについては、給付制限は適用されません。

# お問い合わせ先

## 各区役所の介護保険の窓口へ

|       |               |                   |
|-------|---------------|-------------------|
| 北 区   | ▶ ☎ 6313-9859 | FAX 6313-9905     |
| 都 島 区 | ▶ ☎ 6882-9859 | FAX 6352-4558     |
| 福 島 区 | ▶ ☎ 6464-9859 | FAX 6462-4854     |
| 此 花 区 | ▶ ☎ 6466-9859 | FAX 6462-0942     |
| 中 央 区 | ▶ ☎ 6267-9859 | FAX 6264-8285     |
| 西 区   | ▶ ☎ 6532-9859 | FAX 6538-7319     |
| 港 区   | ▶ ☎ 6576-9859 | FAX 6572-9514     |
| 大 正 区 | ▶ ☎ 4394-9859 | FAX 6553-1986     |
| 天王寺区  | ▶ ☎ 6774-9859 | FAX 6772-4906     |
| 浪 速 区 | ▶ ☎ 6647-9859 | FAX 6644-1937     |
| 西淀川区  | ▶ ☎ 6478-9859 | FAX 6478-9989     |
| 淀 川 区 | ▶ ☎ 6308-9859 | FAX 6885-0537     |
| 東淀川区  | ▶ ☎ 4809-9859 | FAX 6327-2840     |
| 東 成 区 | ▶ ☎ 6977-9859 | FAX 6972-2781     |
| 生 野 区 | ▶ ☎ 6715-9859 | FAX 6715-9967     |
| 旭 区   | ▶ ☎ 6957-9859 | FAX 6954-9183     |
| 城 東 区 | ▶ ☎ 6930-9859 | FAX 050-3535-8688 |
| 鶴 見 区 | ▶ ☎ 6915-9859 | FAX 6913-6237     |
| 阿倍野区  | ▶ ☎ 6622-9859 | FAX 6621-1412     |
| 住之江区  | ▶ ☎ 6682-9859 | FAX 6686-2039     |
| 住 吉 区 | ▶ ☎ 6694-9859 | FAX 6694-9692     |
| 東住吉区  | ▶ ☎ 4399-9859 | FAX 6629-4580     |
| 平 野 区 | ▶ ☎ 4302-9859 | FAX 4302-9943     |
| 西 成 区 | ▶ ☎ 6659-9859 | FAX 6659-9468     |

## 相談・苦情のお問い合わせ

介護サービスへの相談や苦情は、事業者や区役所の介護保険の窓口のほか「おおさか介護サービス相談センター」や「大阪府国民健康保険団体連合会」でも受け付けています。

## 介護保険サービス等に関する一般相談・

## 専門相談、申し立てによるあっせん、調停など

おおさか介護サービス相談センター ☎ 6766-3800

## 介護保険に関する相談・苦情

大阪府国民健康保険団体連合会 ☎ 6949-5418

## 介護事業者の指定・指導に関すること

福祉局介護保険課指定・指導グループ ☎ 6241-6310

ガイドンスあり

## 要介護・要支援認定申請に関すること

大阪市認定事務センター ☎ 4392-1700

ガイドンスあり

## 契約トラブルなど、消費生活に関するご相談

大阪市消費者センター ☎ 6614-0999